

全建事発第 167 号  
令和 4 年 3 月 23 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男  
〔 公 印 省 略 〕

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置  
の終了後における工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が、令和 4 年 3 月 21 日をもって終了したことを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事等における感染拡大防止措置等の適切な対応について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、引き続き、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）」及び全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践（令和 3 年 9 月 14 日改訂版）」等を参考に適切な対応をとられますよう、貴会会員企業の皆様へ周知賜りたく、よろしく願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp